

下呂市監査告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年度定例監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市教育委員会から通知がありましたので、公表します。

平成27年 7月10日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 今井美好

## 平成26年度 定例監査 指摘事項に伴う措置状況

1 学校における不用となった薬品の管理について		担当課：教育委員会 教育総務課・学校教育課
指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>今回の定例監査で対象となった学校において、不用となった実験用薬品が多数存在しました。こうした薬品の管理（廃棄）については、平成24年度定例監査における同様の指摘により、教育委員会においてすべての小中学校について調査が行われ、その結果、廃棄処分費にかかる平成25年度の補正予算が計上されています。しかし、一部の薬品について表示ラベル剥離等により成分分析の必要があるなどの理由から、未だに廃棄処分の着手に至っていない現状にあります。特に小学校の不用となった実験用薬品については、カリキュラムの変更により大量に発生したものであり、その廃棄処分費は多額になり予算上の問題もあると思われませんが、このまま学校において長期間保管すれば、管理上のリスクは一向に低減されません。こうしたことから、認可を受けた産業廃棄物処理業者への委託による廃棄処分や、可能であれば小学校と中学校間の流用の検討をするなど、適切な管理に努めてください。</p> <p>なお、プール用薬品、保健室医薬品についても同様としてください。</p>	<p>(措置済、<b>改善中</b>、未措置)</p> <p>環境部・経営管理部と協議をし、計画的に処理します。</p>	